

募集住戸に対する補欠の取扱い等について

京都府と京都市とでは、募集住戸に対する補欠の取扱いや応募無・応募割れ住戸への対応が以下のように異なる。

	京都府（府営住宅）	京都市（市営住宅）
募集方法	<u>住戸単位（1戸ごと）</u> で募集 →同一間取りの住戸であっても、1戸に応募が偏ると残りの応募者は落選。	<u>同一間取り単位（グループごと）</u> で募集 →同一間取りの住戸の数が応募者の数を上回っていれば、全員が当選。
抽選後の補欠の取扱い	<u>上位1名のみ</u> が補欠扱い →当選者と1名の補欠者が辞退した場合、当該住戸は空き家となる。	<u>落選者全員</u> が補欠扱い →当選者と補欠順位1位の者が辞退しても、順位2位以下の者が順に繰り上げ当選となる。
応募無・応募割れ住戸への対応	<u>特になし</u> →そのまま空き家となる。	<u>グループ枠を超えて補欠入居可能な場合もある</u> →単身者向け住戸グループに落選した者について、当該者の希望に応じ、空きのある小家族向け住戸※グループへ振り替え当選とする対応を行っている。 ※2人世帯を標準とする間取りの住戸（2K・2DK等）

※京都府も京都市も、申込期間中における応募状況の開示や応募者第2・第3希望の確認、落選者による空き住戸への再抽選といった取組は現在のところ行っていない。